

阿賀野市監査委員告示第3号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施した令和4年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年7月19日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

## 2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 3 監査の対象

(1) 公の施設 神山児童クラブ

(2) 指定管理者 社会福祉法人みのり会

(3) 所管課 社会福祉課

## 4 監査の場所

みのりこども園および神山小学校図書室

## 5 監査の範囲

令和3年度の指定管理施設に係る出納その他の事務の執行状況

## 6 監査の期間

令和4年5月19日から令和4年6月3日

## 7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体代表から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

また、事前に指定管理施設の現地調査を行った。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理等は適正になされているか。

## 8 監査の結果

監査の対象となった公の施設の指定管理者の指定管理施設に係る出納について一部計上誤りがあった。また事務では完了報告における収支報告書の金額確定が協定書及び仕様書の規定どおりになされていなかった。適正な事務遂行に努められたい。

神山児童クラブは、就労等により昼間保護者のいない児童の健全な育成を図る施設として令和2年度に開設され、社会福祉法人みのり会が指定管理者として、家庭、学校、地域と連携しながら事業を運営している。

開設から2年が経過したことで、見えてきた課題については、子どもたちが安全で安心して過ごすことができるようその都度、事業担当課や施設管理者とで協議、調整をし、環境の整備に努めていただきたい。

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

## 2 監査の種類

財政援助団体の監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象団体 阿賀野市産業振興フェア実行委員会

(2) 監査対象補助金 阿賀野市産業振興事業補助金

(3) 所管課 商工観光課

## 4 監査の場所

水原商工会

## 5 監査の範囲

令和3年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

## 6 監査の期間

令和4年5月19日から令和4年6月3日

## 7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・団体に対する補助金が目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。

## 8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は当該補助金の目的に沿って行われ、関係書類も整理され、適正に執行されている。

この補助金は、阿賀野市産業フェア実行委員会が実施する阿賀野市の地域産業の活性化を目的とした活動に対して交付している。

コロナ禍の中、令和3年度は従来の開催方法を見直し実施したことで新たな課題や効果が生じた。今後も創意工夫を重ね、「創業支援事業計画」に基づいた多面的な活動により地域産業の活性化に努めていただきたい。